

参 考 資 料 (第 9 回合併協議会協議事項)
--

参考資料 1	協議案第 36 号 資料 1	-----	P 1
	資料 2	-----	P 7
参考資料 2	協議案第 37 号 資料 1	-----	P 11
参考資料 3	協議案第 38 号 資料 1	-----	P 21
参考資料 4	協議案第 39 号 資料 1	-----	P 23
参考資料 5	協議案第 40 号 資料 1	-----	P 27

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1 一部事務組合	【大館周辺広域市町村圏組合】 1. 構成市町 大館市、比内町、田代町 2. 事務処理の内容 ① 大館周辺ふるさと市町村圏計画の策定、進行管理及び連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関すること。 ② 常備消防事務及び救急業務に関すること。 ③ 圏民野外活動施設の設置及び運営管理に関すること。 ④ ごみ処理施設の設置及び運営管理に関すること。 （PFI法に基づく事務を含む） ⑤ 火葬場の設置及び運営管理に関すること。 ⑥ し尿処理施設の設置及び運営管理に関すること。 ⑦ 広域交流センターの設置及び運営管理に関すること。 ⑧ 介護認定審査会の設置及び運営管理に関すること。	同左	同左	大館周辺広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に事務及び財産並びに一般職の職員をすべて新市に引き継ぐ。 比内町及び田代町は秋田県市町村総合事務組合並びに秋田県市町村会館管理組合を、合併の日の前日をもって脱退する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	3．特別職 管理者、副管理者2人 助役、収入役、議員14人、 監査委員2人 4．一般職 事務局 9人 環境施設課 13人 消防本部 122人 （内、派遣職員） 大館市 18人 比内町 1人 田代町 2人 5．財産状況（平成15年度末） ①土地 3,571.0㎡ ②建物 11,697.1㎡ ③基金 （衛生処理施設等整備基金外） 722,614千円 ④地方債 262,444千円			

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【秋田県市町村総合事務組合】 事務処理の内容 ① 市町村職員退職手当支給事務 ② 市町村議会議員、消防団員等、学校医等公務災害補償事務 ③ 交通災害等共済事務 【秋田県市町村会館管理組合】 事務処理の内容 ① 秋田県市町村会館の設置及び管理運営	事務処理の内容 同左 事務処理の内容 同左	事務処理の内容 同左 事務処理の内容 同左	
2 土地開発公社	【大館市土地開発公社】 1. 事務処理の内容 ① 土地の取得、造成その他の管理及び処分等 ② 住宅用地の造成並びに内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業 2. 出資金 5,000千円 （内、大館市出資金5,000千円） 3. 職員数 9人 （内、市職員出向者 9人）	【秋田県町村土地開発公社】 1. 事務処理の内容 ① 公共用地等の取得 ② 造成に関する事業受託 ③ 資金融資	【秋田県町村土地開発公社】 1. 事務処理の内容 同左	大館市土地開発公社については、現行のとおり存続する。 比内町及び田代町は、合併前に秋田県町村土地開発公社から脱退する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
3 公平委員会	事務処理の内容 地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を秋田県人事委員会に委託。 ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し及び必要な措置をとること。 ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決または決定をすること。	事務処理の内容 同左	事務処理の内容 同左	比内町及び田代町は、公平委員会の事務の委託を、合併の日の前日をもって廃止する。

4 第三セクター等の状況（出資割合が25%以上の法人）

平成16年4月1日現在

法人名	(株) 県北環境保全センター	(財) 大館市勤労者福祉事業団	(財) 大館市文教振興事業団	調 整 方 針
代表者名	代表取締役 小畑 元	理事長 黒田 信行	理事長 仲澤 鋭蔵	現行のとおり、合併の日に新市に引き継ぐ。
設立年月日	平成4年1月20日	平成7年2月16日	平成9年2月28日	
出資金(千円)	10,200	30,000	30,000	
出資割合(千円)	大館市 5,300 (52%) 鹿角市外 4,900 (48%)	大館市 20,000 (66.7%) 秋田県 10,000 (33.3%)	大館市 30,000 (100%)	
職員数	16人	13人	8人	
パート、嘱託	1人	パート14人、嘱託2人	臨時2人、パート9人、嘱託8人	
設立目的	米代川流域下水道における、大館・鹿角両処理区の管理業務を行うものであり、公共性が高く、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資する。	勤労者の健康増進、職業教育並びに文化及び教養の向上に関する事業、国等が設立した勤労者福祉施設の管理運営の受託事業等を行うことにより、勤労者の福祉の増進を図り、もって住みよい地域社会の実現に寄与する。	大館市におけるスポーツ及び文化等の普及振興・向上に関する事業、大館市が設置した文教施設の受託管理を行うことにより、広く地域住民の豊かで潤いのある生活と福祉の増進を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与する。	
主な事業内容	① 米代川流域下水道処理施設の運転及び維持管理並びに補修工事 ② 上記に付帯する一切の業務	① 勤労者の健康増進に関すること。 ② 勤労者の職業教育に関すること。 ③ 勤労者の文化及び教養の向上を図ること。 ④ 大館矢立ハイツ、大館地域職業訓練センター、大館市勤労者総合福祉センターの管理運営の受託に関すること。	① 地域住民のスポーツ・文化等の振興に資すること。 ② 地域住民のスポーツ・文化活動等に対する指導、助言及び実践団体の育成に関すること。 ③ 大館市から委託を受けた文教施設の管理に関すること。 ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業。	

第3セクター等の状況（出資割合が25%以上の法人）

法人名	社会福祉法人 大館社会福祉事業団	（財）比内町観光開発公社	（株）田代ふるさと振興公社	調 整 方 針
代表者名	理事長 栗盛 周藏	理事長 佐藤 賢一郎	代表取締役 吉田 光明	
設立年月日	平成9年11月25日	平成4年9月11日	平成10年1月12日	
出資金（千円）	3,000	201,000	50,000	
出資割合（千円）	大館市 3,000（100%）	比内町 200,000（99.5%） JAあきた北 1,000（0.5%）	田代町 34,000（68%） 秋田銀行外 16,000（32%）	
職員数	65人（内、市職員1人）	1人	7人（内、準社員1人）	
パート、嘱託	臨時73人、嘱託9人	－	パート7人、嘱託5人、アルバイト5人	
設立目的	大館市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、併せて大館市が設置した社会福祉施設の管理運営の受託を行う。	比内町の観光宣伝、観光開発地場特産品の開発及び普及宣伝等並びに比内町の観光施設等の管理受託業務を行うことにより、比内町の観光産業の振興を図り、もって地域の活性化に資する。	田代町が所有する公営施設について、効率的な管理運営を図るとともに、地域の振興発展及び住民福祉の向上に寄与する。	
主な事業内容	① 第1種社会福祉事業の管理運営 ・大館市養護老人ホーム成章園 ・大館市特別養護老人ホームつくし苑 ・大館市ケアハウスほうおう ② 第2種社会福祉事業の管理運営 ・大館市ディサービスセンター大滝 ・大館市ヘルパーステーション ・大館市ふれあいセンターやまびこ ・大館市在宅支援介護センター大滝 ・大館市老人福祉センター	① 観光宣伝に関すること。 ② 観光開発及び観光施設の整備に関すること。 ③ 地場特産品の開発及び普及宣伝に関すること。 ④ 比内町観光施設等の管理の受託に関すること。 ⑤ その他目的を達成するために必要な事業。	① 宿泊施設、温泉施設、公園施設等の経営・管理受託に関する業務 ② レストランの経営及び仕出し業に関する業務。 ③ 各種イベント及び研修会の企画、開催、運営に関する業務 外	

一部事務組合等に関する法令

【一部事務組合】

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

第3項～第6項 省略

（組織、事務及び規約の変更）

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

第2項 省略

（解散）

第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条、第二百八十八条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

【土地開発公社】

○公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年六月十五日法律第六十六号）

（設立）

第十条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第十四条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 設立団体
- 四 事務所の所在地
- 五 役員の定数、任期その他役員に関する事項
- 六 業務の範囲及びその執行に関する事項
- 七 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
- 八 公告の方法
- 九 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

○公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年七月十七日政令第二百八十四号）

（議決及び認可を要しない定款の変更）

第六条 法第十四条第二項 に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事務所の所在地の変更
- 二 土地開発公社の設立団体である地方公共団体の名称の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、主務大臣の指定する事項

【公平委員会】

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第一百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
- 二 選挙管理委員会
- 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 四 監査委員

第2項～第8項 省略

第二百二条の二 第1項 省略

- 2 公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

第3項～第5項 省略

（事務の委託）

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

○地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第七条 第1項～第2項 省略

- 3 人口十五万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。
- 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第八条 第1項 省略

2 公平委員会は、左に掲げる事務を処理する。

一 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

二 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

第3項～第8項 省略

【第3セクター】

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

第2項 省略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第4項～第11項 省略

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1．母子保健事業				
①乳児健康診 査	【目的】 乳児期の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。 【対象】4か月児・10か月児 【実施回数】通年 指定医療機関（市内4小児科）で実施	【目的】 乳児の健全育成のため、発達段階ごとに健診を行い、安心して育児ができるようにする。 【対象】乳児（4・7・10か月児）とその保護者 【事業概要】 委託医療機関：町立扇田病院 内容：①身体計測 ②診察 ③事後指導 ④予防接種（4か月：ツベルクリン反応）（7か月：ポリオ）	【目的】 乳児の健全育成のため、発達段階ごとに検診を行い、安心して育児ができるようにする。また、健診会場を他の親子との交流の場とする。 【対象】4か月児・10か月児 【実施回数】通年 指定医療機関（市内4小児科、鷹巣町1小児科）で実施	合併時に大館市の制度に統一する。ただし、実施医療機関等については、地域の実情を考慮して決定する。
②幼児歯科健康診査	【目的】 歯科健診を行い、う歯の早期発見・早期治療に努める。また、う歯予防に対する正しい知識の普及と保健指導を行う。 【内容】 （1）1歳6か月児健康診査	【目的】 幼児の歯の健全育成のため、歯科健診・指導を行うとともに、育児相談（生活・発育・栄養面）、幼児健診の事後フォローの場、他の親子との交流の場として開催。 【内容】 事業名：1．6歳児健診・2歳	【目的】 う歯罹患率を減少させると共に、歯磨き習慣の確立、口腔清掃の実施、歯の知識の向上、歯の健康の保持増進をはかる。 【内容】 （1）1歳6か月児健康診査	合併時に大館市の制度に統一する。ただし、実施会場については、地域の実情を考慮して決定する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	①対象 1歳6か月～1歳7か月児 ②実施回数 年24回（月2回） （2） 追跡歯科健康診査 ①対象 2歳0か月～2歳1か月児 ②実施回数 年24回（月2回） （3） 2歳児健康診査 ①対象 2歳6か月児～2歳7か月児 ②実施回数 年24回（月2回） （4） 3歳児健康診査 ①対象 3歳6か月～3歳7か月児 ②実施回数 年24回（月2回）	児検診・3歳児 健診 対象者：幼児とその保護者 内容：①身体計測 ②育児相談 ③栄養相談（随時） ④歯科健診 ⑤歯科事後指導 実施場所：福祉保健センター 2か月に1回 （各年6回）	①対象 1歳6か月～1歳7か月児 ②実施回数 年4回 （2） 3歳児健康診査 ①対象 3歳6か月～3歳7か月児 ②実施回数 年3回	
③妊婦健康診査	【目的】 妊婦の疾病の早期発見、早期治療を図り、健康の保持増進に努める。	【目的】 母体の健康管理・保持を図り、より安心して健康な赤ちゃんを無事出産させるために行う。 費用がかさむ妊婦健康診査に対	【目的】 母体の健康管理・保持を図り、より安心して健康な赤ちゃんを無事出産させるために行う。 費用がかさむ妊婦健康診査に	合併時までには再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【内容】 ①妊婦一般健康診査（前期・後期） ②超音波検査 ③一般健康診査（母体健康増進支援事業） ④H B s 抗原検査	して経済的な支援を行うことで、健全な子どもを生む基盤を形成する。 【内容】 ①一般（前期・後期） ②感染症 ③N S T ④超音波 ⑤一般（母体健康増進支援事業） ⑥H B s 検査	対して経済的な支援を行うことで、健全な子どもを生む基盤を形成する。 【内容】 ①一般（前期・後期） ②感染症 ③N S T ④超音波 ⑤一般（母体健康増進支援事業） ⑥H B s 検査	
④妊婦歯科健康診査	【目的】 妊婦自身の口腔衛生の向上を図ると共に、胎生期からの子どものむし歯発生予防や生涯を通じた口腔衛生思想の普及を図る。 【内容】 問診、診察、保健指導	【目的】 妊娠中は食生活やホルモンバランスの変化により、虫歯や歯周病が起こりやすいため、健診により早期発見・治療を促す。妊婦自身そして胎児期からの歯科保健衛生について関心を持つことで、生涯にわたる口腔衛生思想の普及を図っていく。 【内容】 事業名：妊婦歯科健康診査 対象者：妊婦（35週まで） 内容：①歯科診察 ②保健指導	【目的】 妊娠中は食生活やホルモンバランスの変化により、虫歯や歯周病が起こりやすいため、健診により早期発見・治療を促す。妊婦自身そして胎児期からの歯科保健衛生について関心を持つことで、生涯にわたる口腔衛生思想の普及を図っていく。妊娠35週までの妊婦が対象。 【内容】 歯科診察、保健指導	合併時に大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
⑤母子健康手帳交付	【概要】 妊娠・出産・育児に関する一貫した記録と情報の提供を行う。 また、妊娠の届出により支援の必要な対象者の把握を行い、安心して出産が迎えられ、育児が進められるよう支援する。 【対象】 妊娠届を提出した者	【概要】 ・妊娠・出産・育児に関する一貫した記録と情報の提供を行う。 また、妊娠の届出により対象者の把握を行い、安心して出産が迎えられ、育児が進められるよう支援を行えるよう対象者の把握を行う。 【対象】 妊娠届を提出した者	【概要】 妊娠・出産・育児に関する一貫した記録と情報の提供を行う。 妊娠の届出により対象者の把握を行い、安心して出産が迎えられ、育児が進められるよう支援を行えるよう対象者の把握を行う。 【対象】 妊娠届を提出した者	合併時に大館市の制度に統一する。ただし、交付場所については、地域の実情を考慮して決定する。
⑥家庭訪問	【新生児訪問】 ①目的 出産間もない新生児期に関わることで保護者の育児に対する不安を解消する。 ②訪問時期 出生後約1ヶ月ごろ、電話にて訪問連絡及び状況を確認 【健診後事後指導】 乳児健診、1歳6ヶ月、3歳児健診の事後フォローとして訪問 【低出生体重児訪問】 事業主体は保健所	【目的】 子どもの発育状況の確認を行うとともに、育児相談を通して育児支援をするとともに、保育者との信頼関係を築けるようにする。 今後の健診・予防接種等についての説明を行い、町の母子保健サービスを利用し、安心して子育てができるように支援する。 【対象】 2か月児とその保護者、妊産婦、経過観察が必要な乳幼児	【目的】 子どもの発育状況の確認を行うとともに、育児相談を通して育児支援をするとともに、保育者との信頼関係を築けるようにする。 今後の健診・予防接種等についての説明を行い、町の母子保健サービスを利用し、安心して子育てができるように支援する。 【対象】 妊産婦、新生児（第1子）、経過観察が必要な乳幼児等	合併時に大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【対象者及び内容】 妊産婦、新生児(第1子)、経過観察が必要な乳幼児等	【内容】 ①身体計測 ②発達・発育相談 ③健診・予防接種等の説明	【内容】 ①身体計測 ②発達・発育相談 ③健診・予防接種等の説明 ④お産の準備、産後の健康管理	
2. 予防接種事業				
	【目的】 感染症の発生及びまん延防止を目的に予防接種を行い、重症化や集団発生の防止を図る。 【内容】 (1) 三種混合 (乳幼児：個別接種) (2) 麻しん (乳幼児：個別接種) (3) 風しん (乳幼児：個別接種) (4) 日本脳炎 (乳幼児、9～13歳未満、	【目的】 各感染症に対する抵抗力をつけ、同時に感染症の拡大を防ぐ。 インフルエンザは二類疾病に分類され、個人の努力義務により、発病、重症化を防ぐことで、疾病のまん延を予防することが目的である。 【内容】 (1) 三種混合 (乳幼児：個別接種) (2) 麻しん (乳幼児：個別接種) (3) 風しん (乳幼児：個別接種) (4) 日本脳炎 (乳幼児：個別接種、小学4	【目的】 各感染症に対する抵抗力をつけ、同時に感染症の拡大を防ぐ。 インフルエンザは二類疾病に分類され、個人の努力義務により、発病、重症化を防ぐことで、疾病のまん延を予防することが目的である。 【内容】 (1) 三種混合 (乳幼児：個別接種) (2) 麻しん (乳幼児：個別接種) (3) 風しん (乳幼児：個別接種) (4) 日本脳炎 (乳幼児：個別接種、小学4年、中学3年：	合併時に大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	14～16歳未満：個別接種） （5）二種混合 （乳幼児：個別接種、小学6年生：集団接種 小学校13校） （6）ポリオ （乳幼児：集団接種年間14日間実施 保健センター） （7）BCG （乳幼児：集団接種 年間7日間実施 保健センター） （8）インフルエンザ （高齢者：個別接種）	年、中学3年：個別接種） （5）二種混合 （乳幼児：個別接種、小学6年生：集団接種） （6）ツ反・BCG （乳幼児：月1回指定日の集団接種） （7）ポリオ （乳幼児：月1回指定日の集団接種） （8）インフルエンザ （高齢者：個別接種）	個別接種） （5）ツ反・BCG （乳幼児：集団接種） （6）ポリオ （乳幼児：集団接種） （7）インフルエンザ （高齢者：個別接種）	
3．基本健診・各種検診事業				
①老人保健事業基本健康診査	【目的】 老人保健法に規定する基本健康診査を実施することにより、循環器疾患等を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結びつけ、予防することを目的とする。	【目的】 老人保健法に規定する基本健康診査を実施することにより生活習慣病の早期発見をするとともに診査の結果、必要な者に対して、個々人の生活習慣等を考慮した保健支援や健康管理体制を図る。 また、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図る。	【目的】 老人保健法に規定する基本健康診査を実施することにより生活習慣病の相違既発見をするとともに審査の結果、必要な者に対して、個々人の生活習慣等を考慮した保健支援や健康管理体制を図る。 また、壮年期からの健康の認	合併時に大館市の制度に統一する。ただし、実施体制、方法については、地域の実情を考慮して再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【内容】 ①対象者 40歳以上の住民 ②診査内容 問診、身体計測、尿検査、血圧測定、理学的検査、心電図検査、眼底検査、血液検査（肝機能、脂質、腎機能、尿酸、HbA1c、貧血、肝炎ウイルス検診(集団方式で実施)） ③方法 ・集団健診方式（7地区 58会場）	【内容】 ①対象者 40歳以上の住民 ②診査内容 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査及び血糖検査、心電図 肝炎ウィルス（節目年齢） ③方法 ・医療機関一括委託方式（町立扇田病院に委託。大腸がん、結核検診、子宮がん、卵巣腫瘍、乳がん、甲状腺がん検診も同時実施）	識と自覚の高揚を図る。 【内容】 ①対象者 40歳以上の住民 ②診査内容 問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査及び血糖検査、心電図、肝炎ウィルス（節目年齢） ③方法 集団検診（大腸がん、結核健診も同時実施）	
②各種がん検診	【目的】 がんの早期に発見し、早期治療へ結びつけることを目的とする。 【対象】 40歳以上の住民 乳がん、子宮がんは30歳以上の女性	【目的】 がん予防とがんの早期発見、早期治療。住民自らの健康管理に役立て、健康意識の高揚を図る。 【対象】 40歳以上の住民 乳がん、子宮がんは30歳以上の女性	【目的】 がん予防とがんの早期発見、早期治療。住民自らの健康管理に役立て、健康意識の高揚を図る。 【対象】 40歳以上の住民 乳がん、子宮がんは30歳以上の女性	合併時に大館市の制度に統一する。ただし、実施体制、方法については、地域の実情を考慮し、当面現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【方法】 ・集団検診方式 胃がん検診 検診車方式（レントゲン透視） 大腸がん検診 便潜血2日法 肺がん検診 （胸部レントゲン・喀痰検査） ・医療機関方式 子宮がん検診（医師の診察・頸部、体部 細胞診） 乳がん検診（医師の診察 触診） 【実施回数（15年度）】 胃がん検診：31日間 （52会場） 肺がん検診：59日間 （132会場） 大腸がん検診：56日間 （128会場） 回収：34日間（113会場） 子宮がん検診：7月・11月 各2週間 乳がん検診：10月	【方法】 集団健診（胃がん検診は単独、それ以外はセット検診で実施） 基本セット検診 婦人セット検診） 【種別】 胃がん検診（レントゲン胃透視） 大腸がん検診（便潜血2日法） 乳がん検診（医師の診察・触診） 子宮がん検診（医師の診察・子宮頸部・体部細胞診） 【実施回数（15年度）】 胃がん ：16日（21か所） 大腸がん：28日 乳がん ：16日 子宮がん：16日	【方法】 集団健診（胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診。卵巣がん検診は未実施） 【種別】 胃がん検診（レントゲン胃透視） 大腸がん検診（便鮮血2日法） 乳がん検診（診察・触診） 子宮頸がん検診（診察・子宮頸部細胞診） 【実施回数（15年度）】 胃がん ：7日（10ヶ所） 大腸がん：9日（11ヵ所） 乳がん ：5日 子宮がん：5日	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
③肝炎ウイルス検診	【目的】 肝炎に関する正しい知識を普及させると共に肝炎ウィルス感染の状況を認識し、肝炎による健康被害を回避、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。 【対象者】 基本健康診査の対象者で、 ①40～70歳までの5歳毎の節目者 ②基本健診でALT値が要指導となったかた ③過去に肝機能異常・広範な外科的処置・分娩時等の大量出血などがあるかたで、定期的に肝機能検査を受けていない方。 【実施方法】 ①基本健診同時実施 36日間	【目的】 肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減、進行を遅延させることを目的とする。 【対象者】 ①基本健診対象者のうち40.45.50.55.60.65.70歳の節目の者を対象とする。 ②上記以外のもので、過去に肝機能異常を指摘された者、広範な外科手術を受けた者、妊娠、出産時に多量の出血があった者で定期的に肝機能検査を実施していない者 ③基本健康診査で、ALT値により、要指導者になった者 【実施方法】 平成14年度から5年間で実施予定。基本健診実施時に、対象者	【目的】 肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減、進行を遅延させることを目的とする。 【対象者】 ①基本健診対象者のうち40.45.50.55.60.65.70歳の節目の者を対象とする。 ②上記以外のもので、過去に肝機能異常を指摘された者、広範な外科手術を受けた者、妊娠、出産時に多量の出血があった者で定期的に肝機能検査を実施していない者 ③基本健康診査で、ALT値により、要指導者になった者 【実施方法】 平成14年度から5年間で実施予定。基本健診実施時に、対	合併時に大館市の制度に統一する。ただし実施体制、方法については、地域の実情を考慮して再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	②保健センター単独実施 4日間	に通知により周知し、希望者に検査を実施する。 対象者の2の者については、健診時間診により随時実施する。	象者に通知により周知し、希望者に検査を実施する。 対象者2の者については、健診時間診により随時実施する。	
④骨粗鬆症検診	【目的】 骨量を測定することにより骨粗しょう症を早期に発見し、早期治療に結びつける。 【対象】 ①老人保健法による40・50歳節目者の女性 【内容】 問診 骨塩定量検査（DXA法） 【検診日数】 2日	【目的】 骨の健康度を把握し、骨粗しょう症予防を図る 【対象】 ①節目20・30・40・50歳の節目年齢の女性 ②20歳以上の希望者（節目年齢の女性には通知） 【内容】 骨塩定量検査 【検診日数】 2日	【目的】 骨の健康度を把握し、骨粗しょう症予防を図る 【対象】 20～69歳の女性の希望者 【内容】 骨塩定量検査（X線を利用したDXA方式） 【検診日数】 2日	合併時に大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1. 休日夜間急患センター運営事業	【目的】 休日及び夜間における地域救急医療を確保するとともに救急一次医療体制の充実を図る。 【事業内容】 大館市休日夜間急患センターの管理・運営 【管理・運営】 開 業:平成10年4月1日 診療科目:内科・小児科・外科・整形外科 施設管理:大館市 診療業務:派遣協力医師 薬剤管理、調剤業務:大館北秋薬剤師会 管理運営費:公債費を除く経費については、大館市、比内町、田代町、の利用割合により負担する。 一般会計からの繰出金 18,135,000円 4款1項1目 休日夜間急患センタ-特別会計 平成15年度予算 41,288千円	【目的】 大館市立総合病院に集中しがちな救急患者の夜間・休日の診療を「休日夜間急患センター」で担い、救急一次医療救急医療体制の充実を図る。 管理運営費:公債費を除く経費については、大館市、比内町、田代町、の利用割合により負担する。 4款1項1目 保健衛生総務費で対応 平成15年度運営費負担金 平成15年度予算 757,881円	【目的】 大館市立総合病院に集中しがちな救急患者の夜間・休日の診療を「休日夜間急患センター」で担い、救急一次医療救急医療体制の充実を図る。 管理運営費:公債費を除く経費については、大館市、比内町、田代町、の利用割合により負担する。 4款1項1目 保健衛生総務費で対応 平成15年度運営費負担金 平成15年度予算 1,749,205円	合併時に統合する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
2. 在宅当番・救急医療 情報提供実施事業	【目的】 救急医療対策として、休日 夜間急患センターの運営を効 率的に進め、休日や夜間にお ける地域住民の救急医療の確 保を図る。 【内容】 休日夜間急患センターへ派 遣する医師の調整について、 大館市北秋田郡医師会に委託 する。救急医療に関する情報 提供については、ポスターや パンフレット、広報等で周知 する。 【経費負担】 委託料 4,044千円×65.44% =2,467千円 うち県補助金2/3 2,646千円×2/3 =1,762千円	未実施	未実施	現行のとおり、大館市 の制度を適用する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1. 健康教育及び健康相談	『健康教育』 【目的】 生活習慣病の予防及び介護を要する状態となることの予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に努めることを目的とする。 【対象者】 ・ 市民 ・ 基本健康診査結果の要指導者 ・ 各種教室への参加者 【内容】 目的に応じて、参加者に通知案内を募り、集団であるいは個別で対象者に応じた内容の教育を実施する。 1. 個別健康教育（高血圧、高脂血症、糖尿病） 2. 集団健康教育 3. 介護家族健康教育	『健康教育』 【目的】 生活習慣病の予防及び要介護予防等健康に関するそれぞれの生活態度と健康レベルに応じた知識の普及と啓発活動により「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進と生活の自立について支援することを目的とする。 【対象者】 ・ 40歳以上の者 ・ 基本健康診査など健診の要指導者 ・ 各種教室への参加者 【内容】 目的に応じて、参加者に通知案内をし参加者を募り、集団で、あるいは個別で対象者に応じた内容の健康教室を実施する。 1. 個別健康教育（高血圧、高脂血症） 2. 集団健康教育 3. 介護家族健康教育	『健康教育』 【目的】 生活習慣病の予防及び要介護予防等健康に関するそれぞれの生活態度と健康レベルに応じた知識の普及と啓発活動により「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進と生活の自立について支援することを目的とする。 【対象者】 ・ 40歳以上の者 ・ 基本健康診査など健診の要指導者 ・ 各種教室への参加者 【内容】 目的に応じて、参加者に通知案内をし参加者を募り、集団で、あるいは個別で対象者に応じた内容の健康教室を実施する。 1. 個別健康教育（高血圧、高脂血症） 2. 集団健康教育 3. 介護家族健康教育	健康教育及び健康相談については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、対象者等については、合併時までに決定する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	※平成15年度実績 〔個別健康教育〕 回 数 24回 延受講者数 354人 〔集団健康教育〕 回 数 140回 延受講者数 3,046人 〔介護家族健康教育〕 回 数 3回 延受診者数 47人	※平成15年度実績 〔個別健康教育〕 回 数 7回 延受講者数 79人 〔集団健康教育〕 回 数 72回 延受講者数 1,728人 〔介護家族健康教育〕 回 数 2回 延受講者数 27人	※平成15年度実績 〔個別健康教育〕 回 数 6回 延受講者数 40人 〔集団健康教育〕 回 数 68回 延受講者数 5,995人 〔介護家族健康教育〕 回 数 1回 延受講者数 21人	
	『健康相談』 【目的】 心身の健康に関する相談に応じ、個別に相談、指導助言を行い家庭における健康管理を支援する。 【対象者】 ・ 市民 ・ 基本健康診査結果の要指導者 ・ 高齢者学級参加者 ・ 各種教室への参加者 【内容】 心身の健康については住民一人一人の相談に応じる。血圧測定等を行い、健康について助言・指導をする。	『健康相談』 【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言指導を行い、家庭での健康管理に資することを目的とする。 【対象者】 ・ 40歳以上の者 ・ 基本健康診査など健診の要指導者 ・ 各種教室への参加者 【内容】 心身の健康について住民一人一人の相談に応じる。血圧測定等を行い、健康について助言・指導をする。	『健康相談』 【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言指導を行い、家庭での健康管理に資することを目的とする。 【対象者】 ・ 40歳以上の者 ・ 基本健康診査など健診の要指導者 ・ 各種教室への参加者 【内容】 心身の健康について住民一人一人の相談に応じる。血圧測定等を行い、健康について助言・指導をする。	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	1.重点健康相談 2.総合健康相談 3.介護家族健康相談 ※平成15年度実績 〔重点健康相談〕 回 数 19回 延相談者数 314人 〔総合健康相談〕 回 数 257回 延相談者数 3,934人 〔介護家族健康相談〕 回 数 3回 延相談者数 47人	1.重点健康相談 2.総合健康相談 3.介護家族健康相談 ※平成15年度実績 〔重点健康相談〕 回 数 14回 延相談者数 109人 〔総合健康相談〕 回 数 62回 延相談者数 601人 〔介護家族健康相談〕 回 数 1回 延相談者数 4人	1.重点健康相談 2.総合健康相談 3.介護家族健康相談 ※平成15年度実績 〔重点健康相談〕 回 数 24回 延相談者数 25人 〔総合健康相談〕 回 数 48回 延相談者数 688人 〔介護家族健康相談〕 回 数 3回 延相談者数 31人	
2.市町村健康増進計画	【名称】 健康おおだて21 【目的】 「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」「健康秋田21計画」を踏まえ、少子高齢化社会を活力あるものとし、市民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現するため、今後10年間の計画を策定し、関係機関、団体と市民が一体となった健康づくり運動を効果的に推進することを目的とする。	【名称】 健康ひない元気プラン21 【目的】 「健康日本21地方計画」の策定がすすめられる中、当町においても、元気でいきいきと心豊かに生活をするために、子どもから高齢者までの各年代の健康づくりと、相互の連携を柱に町民が積極的に健康づくりに取り組んでいくことを目指し、平成16年3月「健康ひない元気プラン21」を策定した。	【名称】 健康たしろ21 【目的】 「健康日本21地方計画」の策定がすすめられる中、当町においても、町民すべてが健康で元気で生活ができる社会を目指し、平成15年3月「健康たしろ21」を策定した。	市町村健康増進計画については、合併後に再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【基本方針】 ・一次予防の重視 ・健康づくりの環境整備 ・目標値の設定と評価 ・多様な方法による情報提供 ・地域特性を生かす 【計画期間】 ・平成16年度～平成25年度（10年間） ※5年後に中間評価と見直しをする。	【基本方針】 元氣と病気を調和させ、その人らしくいきいきと心豊かに暮らすことができるを〔基本理念〕に、 ・町民の主体的参加 ・元氣と病気の調和 ・関係機関との連携 【計画期間】 ・平成16年度～平成25年度（10年間） ※5年後に中間評価と見直しをする。	【基本方針】 「健康を守る」ことから「健康をつくる」という積極的な姿勢に立ち、個人の力と社会の力を合わせて健康づくり運動を総合的にすすめる。 【計画期間】 ・平成15年度～22年度（8年間）	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）				調 整 方 針
		大 館 市	比 内 町	田 代 町	
市町道	路線数	1級路線	66 路線	15 路線	1. 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道の認定基準については、大館市の基準に統一する。
		2級路線	56 路線	11 路線	
		その他	1,052 路線	264 路線	
		計	1,174 路線	290 路線	
	路線延長	1級路線	108.977 km	32.918 km	
		2級路線	54.886 km	17.533 km	
		その他	434.579 km	110.178 km	
		計	598.442 km	160.629 km	
市町道の認定基準	根拠法令・条例・規則等	道路法 大館市道路認定基準	道路法 比内町町道認定基準	道路法等	
	認定基準の概要	1. 次の(1)～(4)の一に該当する路線 (1) 主要な道路間を結ぶ路線 (2) 主要な道路と集落を結ぶ路線 (3) 地域開発のために必要と認めた路線 (4) 公共施設、医療施設に通ずる路線 2. 構造基準その他の条件は次のとおりとする。 (1) 道路の幅員は4.0m以上。ただし、道路管理者が特に必要と認めた路線については4.0m未満でも可 (2) 大館市道路認定採択基準に適合した構造であること。	1. 次の(1)～(3)の一に該当し(4)～(6)の条件を具備した道路 (1) 国道、県道若しくは市町村道又は農林道の相互間を連絡する道路であること。 (2) 集落と市町村道を連絡する道路又は集落の相互間を連絡する道路であること。 (3) 公共施設と市町村道を連絡する道路又は公共施設の相互間を連絡する道路であること。 (4) 道路の幅員は4.0m以上 (5) 道路管理上支障となる物件がないこと。	1. 次の(1)～(4)の一に該当する路線 (1) 主要な道路間を結ぶ路線 (2) 主要な道路と集落を結ぶ路線 (3) 集落と市町村道を連絡する道路又は集落の相互間を連絡する道路であること (4) 公共施設、医療施設に通ずる路線 2. 構造基準その他の条件は次のとおりとする。 (1) 将来幅員4.0m以上に拡幅できる路線 (2) 公益上特に必要と認めた路線	

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）					調 整 方 針	
			大 館 市	比 内 町	田 代 町		
			(3)道路管理者以外が築造する道路を市道に認定する場合は、道路敷及び構造物は寄付により所有権が市に移転できること。	(6)個人又は共有の道路敷地及び道路に付属する施設若しくは工作物は寄付により町に所有権が移転できること。 2．1に係わらず、次の(1)又は(2)の一に該当し、町長が認めた道路又は公益上特に必要と認める道路 (1)将来補助事業等で改良が可能な道路 (2)町議会で請願が採択になった道路			
除雪体制	市町道の除雪状況	除雪路線数		1,000 路線	280 路線	205 路線	2．除雪体制については、 現行のとおり新市に引き継ぐものとし、除雪計画については、合併後に策定する。
		除雪延長	道路除雪	419.95 km	123.92 km	94.2 km	
			歩道除雪	51.26 km	3.55 km	4.37 km	
		凍結抑制剤散布延長		18.02 km	12.9 km	約2.5 km	
		除雪形態		直営と委託	直営と委託	直営と委託	
		委託業者数		48 社	6 社	15 社	
		除雪機械	保有	13 台	11 台	8 台	
			リース	0 台	4 台	8 台	
	出動態勢 （出勤の基準・目安等）		(1)積雪が10cmを超えた場合に出勤 (2)午前7時までに作業を完了	(1)町内2箇所(大葛・板戸)で午前1時30分に委託職員が降雪状況を確認 (2)降雪10cm以上又はそれが予想される場合出勤を決定 (3)午前7時までに作業を完了	(1)町内2箇所(早口沢・岩瀬沢)で午前1時に担当職員が降雪状況を確認 (2)降雪10cm以上又は5cm程度で吹きだまりの生じるおそれのある場合に出勤を決定 (3)午前7時までに作業を完了		

項目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)						調 整 方 針		
	占 用 物 件		占用料の単位/金額(円)	大館市	比内町	田代町			
道 路 占 用 料	法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱		1本につき1年	1,000	770	770	3．道路占用料については、合併時に現行の大館市の額に統一する。	
		第2種電柱			1,600	1,200	1,200		
		第3種電柱			2,200	1,600	1,600		
		第1種電話柱			930	690	690		
		第2種電話柱			1,500	1,100	1,100		
		第3種電話柱			2,100	1,500	1,500		
		その他の柱類			72	53	53		
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	10	7	7		
		地下電線その他地下に設ける線類			5	4	4		
		路上に設ける変圧器		1個につき1年	700	520	520		
		地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき1年	480	360	360		
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400	1,100	1,100		
		郵便差出箱			600	450	450		
		広告塔		表示面積1㎡につき1年	4,400	1,100	1,100		
		その他のもの		占用面積1㎡につき1年	1,400	1,100	1,100		
	法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0. 1m未満のもの		長さ1mにつき1年	48	36	36		
		外径が0. 1m以上0. 15m未満のもの			72	53	53		
		外径が0. 15m以上0. 2m未満のもの			95	71	71		
		外径が0. 2m以上0. 4m未満のもの			190	140	140		
		外径が0. 4m以上1. 0m未満のもの			480	360	360		
		外径が1. 0m以上のもの			950	710	710		
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				1,400	1,100	1,100		
	法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1㎡につき1年	Aに0. 003を乗じて得た額	Aに0. 003を乗じて得た額		Aに0. 003を乗じて得た額
			階数が2のもの			Aに0. 005を乗じて得た額	Aに0. 005を乗じて得た額		Aに0. 005を乗じて得た額
			階数が3以上のもの			Aに0. 006を乗じて得た額	Aに0. 006を乗じて得た額		Aに0. 006を乗じて得た額
		上空に設ける通路		2,900		710	710		
		地下に設ける通路		1,500		360	360		
その他のもの		1,400	1,100	1,100					
法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼・縁日等に際し一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	44	11	11			
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	440	110	110			

項目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)						調 整 方 針
	占 用 物 件		占用料の単位/金額(円)	大館市	比内町	田代町	
道 路 占 用 料	令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	440	110	110
			その他のもの	表示面積1㎡につき1年	4,400	1,100	1,100
		標識		1本につき1年	1,100	850	850
		旗ざお	祭礼・縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき1日	44	11	11
			その他のもの	1本につき1月	440	110	110
		幕 (令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼・縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	44	11	11
			その他のもの	その面積1㎡につき1月	440	110	110
		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	1,100	1,100
			その他のもの		2,200	540	540
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	440	110	110
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1月	140		
	備考						
	1. 法とは道路法(昭和27年法律第180号)をいい、令とは道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。						
	2. 1件の料金が100円に満たないときは、100円とする。						
3. 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。							
4. 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。							
5. 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。							
6. 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。							
7. Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。							
8. 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。							
9. 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月割で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。							

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）				調 整 方 針
		大 館 市	比 内 町	田 代 町	
市・町・営 住 宅	①	公営住宅名	水門前住宅	南町団地	4. 公営住宅等については、現行 のとおり新市に引き継ぐ。
		戸数	41	12	
		建設年度	平成5年度	昭和43・44年度	
		1戸面積	62.64㎡～74.67㎡	31.9㎡	
		間取り	2LDK、3LDK	2K	
		構造	鉄筋コンクリート3・4階建	簡易耐火平家建	
		家賃(月額)	20,700円～53,600円	5,900円～7,400円	
		敷金	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	
	②	公営住宅名	東台住宅	みどり団地	
		戸数	12	25	
		建設年度	昭和31年度	昭和58・59年度	
		1戸面積	36.35㎡	63.7㎡	
		間取り	2K	3DK	
		構造	簡易耐火平家建	木造平家建	
		家賃(月額)	2,000円～4,400円	14,300円～24,100円	
		敷金	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	
	③	公営住宅名	新町住宅	大谷地団地	
		戸数	24	107	
		建設年度	昭和32年度	平成3～13年度	
		1戸面積	28.87㎡	70.1㎡	
		間取り	2K	2DK・3LDK	
		構造	鉄筋コンクリート4階建	木造平家・2階建	
		家賃(月額)	4,900円～10,800円	14,600円～39,400円	
		敷金	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	

項目		各市町の現況（平成16年4月1日現在）				調 整 方 針
		大 館 市				
市・町・営住宅	④ ⑥	公営住宅名	中町住宅	向町住宅	大町住宅	
		戸数	24	32	24	
		建設年度	昭和32年度	昭和32年度	昭和34年度	
		1戸面積	28.87㎡	28.87㎡	28.12㎡	
		間取り	2K	2K	2K	
		構造	鉄筋コンクリート4階建	鉄筋コンクリート4階建	鉄筋コンクリート4階建	
		家賃(月額)	4,900円～10,800円	4,900円～10,800円	5,000円～11,100円	
		敷金	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	
	⑦ ⑨	公営住宅名	片山住宅	餅田住宅	第1獅子ヶ森住宅	
		戸数	36	125	79	
		建設年度	昭和37・38年度	昭和42～平成2年度	昭和41～平成2年度	
		1戸面積	32.13㎡～36.23㎡	32.18㎡～72.89㎡	32.18㎡～72.89㎡	
		間取り	2K	2K、3K、2DK、3DK、4DK、3LDK	2K、3K、4DK、3LDK	
		構造	鉄筋コンクリート3・4階建	簡易耐火平家・2階建	簡易耐火平家建	
		家賃(月額)	6,100円～14,700円	4,000円～30,200円	3,500円～28,200円	
		敷金	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	
	⑩ ⑫	公営住宅名	第2獅子ヶ森住宅	根井下住宅	大森野住宅	
		戸数	54	53	80	
		建設年度	昭和57～60年度	昭和33～55年度	昭和39～56年度	
		1戸面積	64.18㎡	29.21㎡～69.61㎡	31.00㎡～74.78㎡	
		間取り	3LDK	2K、3K、3DK、4DK	2K、3K、4DK	
		構造	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	簡易耐火平家建	簡易耐火平家建	
		家賃(月額)	16,300円～37,500円	1,500円～21,800円	2,600円～19,000円	
		敷金	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	

項目		各市町の現況（平成１６年４月１日現在）				調 整 方 針
			大 館 市			
市・町・営住宅	⑬ ⑮	公営住宅名	長森住宅	御成町住宅	狐台住宅	
		戸数	40	48	30	
		建設年度	昭和43～56年度	昭和44年度	昭和62～平成元年度	
		1戸面積	32.18㎡～66.75㎡	33.92㎡	64.87㎡	
		間取り	2K、4K	2K	3LDK	
		構造	簡易耐火平家建	鉄筋コンクリート4階建	鉄筋コンクリート3階建	
		家賃(月額)	3,200円～20,400円	7,400円～16,200円	17,500円～39,600円	
		敷金	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	家賃の3ヶ月分	
	⑯	公営住宅名	前田住宅			
		戸数	24			
		建設年度	平成14年度			
		1戸面積	61.27㎡			
		間取り	2LDK			
		構造	木造平家建			
		家賃(月額)	17,500円～38,500円			
		敷金	家賃の3ヶ月分			
		公営住宅名				
		戸数				
		建設年度				
		1戸面積				
		間取り				
		構造				
		家賃(月額)				
		敷金				

項目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）				調整方針
		大館市	比内町	田代町	
その他の住宅	①	住宅名	市費単独住宅(餅田住宅)	特定公共賃貸住宅(大谷地団地)	定住化促進住宅(早口住宅)
		戸数	16	10	12
		建設年度	昭和42年度	平成11～13年度	平成14年度
		1戸面積	31.59㎡	93.81㎡	40.16㎡、60.03㎡
		間取り	2K	3LDK	1LDK、2LDK
		構造	木造平家建	木造2階建	木造2階建
		家賃(月額)	2,800円～6,100円	53,000円	23,000円、34,000円
		敷金	家賃の3ヶ月分	159,000円	家賃の3ヶ月分
		その他	市単独事業	特定優良賃貸住宅等補助金 (国土交通省)	電源地域産業再配置促進費補助金 (経済産業省)
	②	住宅名	市費単独住宅(大森野住宅)		定住化促進住宅(第2早口住宅)
		戸数	1		12
		建設年度	昭和41年度		平成16年度
		1戸面積	40.12㎡		39.74㎡、59.62㎡
		間取り	2K		1LDK、2LDK
		構造	簡易耐火平家建		木造2階建
		家賃(月額)	3,700円～8,300円		未定
		敷金	家賃の3ヶ月分		家賃の3ヶ月分
		その他	市単独事業		町単独事業 入居開始予定:平成17年2月

項目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)				調 整 方 針
		大 館 市	比 内 町	田 代 町	
都 市 計 画	都市計画区域名		大館都市計画区域	比内都市計画区域	未実施 5．都市計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。都市計画マスタープランについては、現計画を基本に新市において新たに策定することとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
	当初指定年月日		S9.12.14	S23.7.30	
	最終指定年月日		S60.12.3	S60.12.3	
	行政区域	面積(ha)	40,154	20,539	
		人口(人)	65,675	12,084	
	人口集中地区	面積(ha)	717	——	
		人口(人)	25,917	——	
	都市計画区域	面積(ha)	11,736	959	
		人口(人)	63,606	6,596	
	区域率	(%)	29.23	4.67	
	市町村マスタープラン策定年月日		H7.11.1	H15.9.1	
	土 地 利 用 に 関 す る も の	用途地域			
		第1種低層住居専用地域	面積(ha)	120	8
		第2種低層住宅専用地域	面積(ha)	——	——
		第1種中高層住宅専用地域	面積(ha)	243	——
		第2種中高層住宅専用地域	面積(ha)	30	——
		第1種住居地域	面積(ha)	417	135
		第2種住居地域	面積(ha)	18	——
		準住居地域	面積(ha)	——	5
		近隣商業地域	面積(ha)	53	10
		商業地域	面積(ha)	86	——
		準工業地域	面積(ha)	90	17
		工業地域	面積(ha)	32	——
		工業専用地域	面積(ha)	——	——
		合計	面積(ha)	1,089	175
		指定年月日		(最終) H11.9.21	(最終) H8.4.1
		準防火地域	面積(ha)	151.1	——
		最終決定年月日		H11.9.21	——

項目	各市町の現況(平成16年4月1日現在)					調 整 方 針	
			大 館 市	比 内 町	田 代 町		
都 市 計 画	都市施設の整備に関するもの	都市計画道路					
		路線数	路線	25	9		
		計画決定延長	(m)	81,650	9,000		
		改良済延長	(m)	43,867	930		
		改良率	(%)	53.7	10.3		
		公園					
		街区公園	ヶ所	17	3		
			面積(ha)	5.1	0.71		
		近隣公園	ヶ所	1	――		
			面積(ha)	4.9	――		
		地区公園	ヶ所	1	1		
			面積(ha)	7.5	5. 00		
		駅前広場					
		都市計画道路名		大館駅線	大館駅東大館線		中央線
		駅名		大館駅	東大館駅		(JR) 扇田駅
		鉄道乗降客数	(人/日)	1,848	510		200
		駅前広場計画面積	(㎡)	3,250	1,880		1,200. 00
		駅前広場供用面積	(㎡)	3,250	1,880		――
		公共下水道					
		計画排水区域	面積(ha)	1,437			294. 00
		計画管渠延長	(m)	――			――
		供用排水区域	面積(ha)	510.7			186. 00
		その他の都市計画					
		汚物処理場	ヶ所	1			
			面積(ha)	1.4			
		ごみ焼却場	ヶ所	1			
面積(ha)	0.62						
市場	ヶ所						
	面積(ha)						
火葬場	ヶ所	1					
	面積(ha)	1.4					

項目		各市町の現況(平成16年4月1日現在)				調 整 方 針	
		大 館 市		比 内 町			田 代 町
都 市 計 画	市街地開発事業に関するもの	土地区画整理事業					
		都市計画決定	ヶ所	5			
			面積(ha)	101. 8			
		個人施行(施行済)	ヶ所				
			面積(ha)				
		組合施行(施行済)	ヶ所	3			
			面積(ha)	34.2			
		公共団体施行(施行済)	ヶ所	5			
			面積(ha)	73.8			
		公共団体施行(施工中)	ヶ所				
			面積(ha)				
		合計(施行済)	ヶ所	8			
			面積(ha)	108.0			
		合計(施行中)	ヶ所				
			面積(ha)				
		都市計画施設					
		道路	路線数	25	9		
			延長(m)	81,650	9,000		
		公園	ヶ所	23	4		
			面積(ha)	54.67	5.71		
		下水道	区域数	1	1		
			排水区域(ha)	1,437. 00	294.00		
		緑地	ヶ所	1			
			面積(ha)	45.4			
		墓園	ヶ所	2			
			面積(ha)	33.14			